



山形県公報

平成19年3月20日(火)
第1825号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                                        |            |     |
|--------------------------------------------------------|------------|-----|
| 山形県表彰規則の一部を改正する規則.....                                 | (総務課)      | 378 |
| 山形県聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則.....                          | (同)        | 同   |
| 固定資産評価吏員の身分を証明する証票に関する規則の一部を改正する規則.....                | (市町村課)     | 379 |
| 市町村長等の事務引継に関する規則を廃止する規則.....                           | (同)        | 同   |
| 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....               | (循環型社会推進課) | 同   |
| 山形県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則..... | (健康福祉企画課)  | 同   |
| 山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則.....                            | (同)        | 380 |
| 山形県立保健医療大学大学院学則の一部を改正する規則.....                         | (同)        | 382 |
| クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則.....                           | (保健薬務課)    | 同   |
| 山形県信用保証協会検査規則の一部を改正する規則.....                           | (産業政策課)    | 383 |

### 訓 令

|                                 |           |   |
|---------------------------------|-----------|---|
| 山形県魚介類行商取締条例執行手續の一部を改正する訓令..... | (食品安全対策課) | 同 |
|---------------------------------|-----------|---|

### 告 示

|                                    |               |     |
|------------------------------------|---------------|-----|
| 特定鳥獣保護管理計画の策定に係る公聴会の開催.....        | (みどり自然課)      | 384 |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                | (置賜総合支庁福祉課)   | 同   |
| 同.....                             | (同)           | 同   |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....              | (同)           | 同   |
| 同.....                             | (同)           | 385 |
| 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (児童家庭課)       | 同   |
| 山形県新鉱床探査事業補助金交付規程を廃止する規程.....      | (産業政策課)       | 同   |
| 山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程..... | (同)           | 同   |
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....           | (農村計画課)       | 386 |
| 県営土地改良事業に係る換地処分.....               | (最上総合支庁農村整備課) | 同   |
| 公共測量の終了の通知.....                    | (管理課)         | 同   |
| 放置等の行為を禁止する区域及び物件の指定.....          | (交通政策課)       | 同   |
| 都市計画事業の変更の認可.....                  | (都市計画課)       | 387 |
| 県道の供用の開始.....                      | (村山総合支庁建設総務課) | 同   |
| 道路の区域の変更.....                      | (庄内総合支庁建設総務課) | 同   |
| 県道の供用の開始.....                      | (同)           | 同   |
| 開発行為に関する工事の完了.....                 | (村山総合支庁建築課)   | 388 |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 政治団体の設立.....      | 同   |
| 政治団体の届出事項の異動..... | 389 |

政治団体の解散.....390  
 政治団体の収支報告書の要旨..... 同  
 同.....392  
 同.....395  
 同.....396  
 資金管理団体の指定.....399  
 資金管理団体の届出事項の異動..... 同  
 資金管理団体の指定の取消..... 同  
 平成 7 年 3 月県選挙管理委員会告示第14号 ( 公職選挙法により市町村選挙管理委員会において  
 指定した個人演説会等を開催することのできる施設 ) の一部改正.....400

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則14 - 4 ( 委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則 ) の  
 一部を改正する規則..... 同

公 告

一般競争入札の公告..... ( 置賜総合支庁西置賜総務課 ) ...401  
 平成19年山形県保育士試験の実施..... ( 児童家庭課 ) ...402  
 大規模小売店舗の新設の届出..... ( 商業経済交流課 ) ...403  
 大規模小売店舗の変更の届出..... ( 同 ) ... 同  
 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施..... ( 公安委員会 ) ...404

規 則

山形県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第19号

山形県表彰規則の一部を改正する規則

山形県表彰規則 ( 昭和24年 4 月県規則第26号 ) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「 図り 」を「 諮り 」に改める。

第 5 条第 1 項中「 市町村長 」を「 市町村長その他知事が別に定める者 」に改め、「、その区域内において」を削り、「の表彰該当者」を「により表彰されるべき者」に改め、「表彰調書に所要の書類を添え所轄総合支庁長を経て」を削り、「報告する」を「当該表彰されるべき者を推薦する」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 6 条第 1 項中「前条の進達」を「前条の規定による推薦」に、「基いて表彰者」を「基づいて表彰される者」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前項の規定」に、「表彰者」を「表彰される者」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

山形県聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第20号

山形県聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則

山形県聴聞の手續に関する規則 ( 平成 6 年 9 月県規則第66号 ) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「 吏員 」を「 職員 」に改める。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

固定資産評価吏員の身分を証明する証票に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第21号

固定資産評価吏員の身分を証明する証票に関する規則の一部を改正する規則

固定資産評価吏員の身分を証明する証票に関する規則（昭和27年7月県規則第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

固定資産評価職員の身分を証明する証票に関する規則

本則中「昭和25年7月法律第226号地方税法第396条」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第396条第3項」に、「固定資産評価吏員」を「固定資産評価職員」に、「固定資産評価吏員証」を「固定資産評価職員証」に、「山形県事務吏員」を「山形県職員」に改める。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

市町村長等の事務引継に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第22号

市町村長等の事務引継に関する規則を廃止する規則

市町村長等の事務引継に関する規則（昭和41年2月県規則第9号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第23号

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年10月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第6号（表面）中「浄化槽保守点検業者の立入検査吏員証」を「浄化槽保守点検業者の立入検査職員証」に改める。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

山形県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第24号

山形県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の施行に関する規則（昭和49年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第25号

山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則

山形県立保健医療大学学則(平成12年 3月県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 号を次のように改める。

(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条各号に規定する者

第 9 条第 4 号から第 7 号までを削る。

第45条第 1 項中「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教、助手」に改める。

第46条第 3 項中「助教授及び専任の講師」を「准教授、専任の講師及び助教」に改める。

第48条第 1 項中「助教授」を「准教授」に改める。

|                                   |          |   |           |
|-----------------------------------|----------|---|-----------|
|                                   | 「心身障害論   |   | 「心身障がい論   |
| 別表第 1 第 1 項第 2 号の表専門基礎科目の項授業科目の欄中 | 高次脳機能障害論 | を | 高次脳機能障がい論 |
|                                   | 精神障害論    | 」 | 精神障がい論    |
|                                   | 「心身障害論   |   | 「心身障がい論   |
|                                   | 高次脳機能障害論 |   | 高次脳機能障がい論 |
| 改め、同別表第 2 項第 2 号の表専門基礎科目の項授業科目の欄中 | 精神障害論    |   | 精神障がい論    |
|                                   | 運動障害基礎論  | を | 運動障がい基礎論  |
|                                   | 発達障害基礎論  |   | 発達障がい基礎論  |
|                                   | 神経障害基礎論  | 」 | 神経障がい基礎論  |

|                     |                |   |
|---------------------|----------------|---|
|                     | 「運動障害理学療法学     |   |
|                     | 運動障害理学療法学      |   |
|                     | 運動障害理学療法学特別講義  |   |
|                     | 神経障害理学療法評価学    |   |
|                     | 神経障害理学療法学      |   |
|                     | 神経障害理学療法学      |   |
|                     | 神経障害理学療法学特別講義  |   |
|                     | 発達障害理学療法学      |   |
| に改め、同表専門科目の項授業科目の欄中 | 発達障害理学療法学      | を |
|                     | 発達障害理学療法学特別講義  |   |
|                     | 老年期障害理学療法学     |   |
|                     | 老年期障害理学療法学特別講義 |   |
|                     | 内部障害理学療法学      |   |
|                     | 内部障害理学療法学      |   |
|                     | 内部障害理学療法学特別講義  |   |
|                     | 生活障害援助論        |   |
|                     | 生活障害援助論演習      | 」 |

|                |                                    |
|----------------|------------------------------------|
| 「運動障がい理学療法学    |                                    |
| 運動障がい理学療法学     |                                    |
| 運動障がい理学療法学特別講義 |                                    |
| 神経障がい理学療法評価学   |                                    |
| 神経障がい理学療法学     |                                    |
| 神経障がい理学療法学     |                                    |
| 神経障がい理学療法学特別講義 |                                    |
| 発達障がい理学療法学     |                                    |
| 発達障がい理学療法学     | に改め、同別表第 3 項第 2 号の表専門基礎科目の項授業科目の欄中 |

発達障がい理学療法学特別講義  
 老年期障がい理学療法学  
 老年期障がい理学療法学特別講義  
 内部障がい理学療法学  
 内部障がい理学療法学  
 内部障がい理学療法学特別講義  
 生活障がい援助論  
 生活障がい援助論演習

「心身障害論」 「心身障がい論」  
 高次脳機能障害論 高次脳機能障がい論  
 精神障害論 を 精神障がい論 に改め、同表専門科目の項中  
 運動障害基礎論 を 運動障がい基礎論  
 発達障害基礎論 発達障がい基礎論  
 神経障害基礎論」 神経障がい基礎論」

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 老年期障害論  | 老年期障害作業療法学<br>老年期障害作業療法介入学<br>老年期障害作業療法学実習 |
| 運動障害論   | 運動障害作業療法学<br>運動障害作業療法介入学<br>運動障害作業療法学実習    |
| 神経障害論   | 神経障害作業療法学<br>神経障害作業療法介入学<br>神経障害作業療法学実習    |
| 高次脳機能障害 | 高次脳機能障害作業療法学<br>高次脳機能障害作業療法介入学             |
| 発達障害論   | 発達障害作業療法学<br>発達障害作業療法介入学<br>発達障害作業療法学実習    |
| 精神障害論   | 精神障害作業療法学<br>精神障害作業療法介入学<br>精神障害作業療法学実習    |

を

|          |                                               |
|----------|-----------------------------------------------|
| 老年期障がい論  | 老年期障がい作業療法学<br>老年期障がい作業療法介入学<br>老年期障がい作業療法学実習 |
| 運動障がい論   | 運動障がい作業療法学<br>運動障がい作業療法介入学<br>運動障がい作業療法学実習    |
| 神経障がい論   | 神経障がい作業療法学<br>神経障がい作業療法介入学<br>神経障がい作業療法学実習    |
| 高次脳機能障がい | 高次脳機能障がい作業療法学<br>高次脳機能障がい作業療法介入学              |
| 発達障がい論   | 発達障がい作業療法学<br>発達障がい作業療法介入学<br>発達障がい作業療法学実習    |
| 精神障がい論   | 精神障がい作業療法学<br>精神障がい作業療法介入学<br>精神障がい作業療法学実習    |

に改める。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

## （経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において助教授として勤務した者に対する改正後の第48条第1項の規定の適用については、施行日前における助教授としての勤務は、准教授としての勤務とみなす。
- 3 施行日の前日において山形県立保健医療大学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び必修・選択の別（以下「授業科目等」という。）については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日以後に山形県立保健医療大学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、その者の属する年次に在学する者に係る授業科目等と同様とする。

山形県立保健医療大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第26号

## 山形県立保健医療大学大学院学則の一部を改正する規則

山形県立保健医療大学大学院学則（平成16年3月県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「。以下「法」という。」を削り、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第70条第1項各号に規定する者

(3) 大学に3年以上在学した者又はこれに準ずる者として省令第70条の6に規定する者であって、別に定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第10条第4号から第8号までを削る。

第42条第3項中「助教授及び専任の講師」を「准教授、専任の講師及び助教」に改める。

別表専門支持科目の項中「発達障害理学療法学特論」を「発達障がい理学療法学特論」に、

「精神障害作業療法学特論」を「精神障がい作業療法学特論」に、

身体障害作業療法学特論を身体障がい作業療法学特論に改め、同表専門科目の項中

老年期障害作業療法学特論を老年期障がい作業療法学特論に、

「運動障害リハビリテーション学特論」を「運動障がいリハビリテーション学特論」に、  
「運動障害リハビリテーション学特論演習」を「運動障がいリハビリテーション学特論演習」に、

「神経障害リハビリテーション学特論」を「神経障がいリハビリテーション学特論」に改める。  
「神経障害リハビリテーション学特論演習」を「神経障がいリハビリテーション学特論演習」に改める。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

## （経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県立保健医療大学の大学院に在学する者に係る授業科目の名称、配当年次、単位数（必修又は選択の別を含む。）及び備考（以下「授業科目等」という。）については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に山形県立保健医療大学の大学院に転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、改正後の別表の規定にかかわらず、その者の属する年次に在学する者に係る授業科目等と同様とする。

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第27号

## クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則

## （クリーニング業法施行細則の一部改正）

第1条 クリーニング業法施行細則（昭和25年8月県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第7号中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

別記様式第5号の4及び別記様式第5号の5中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（化製場等に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 化製場等に関する法律施行細則（昭和32年7月県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

（旅館業法施行細則の一部改正）

第3条 旅館業法施行細則（昭和33年8月県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

（興行場法施行細則の一部改正）

第4条 興行場法施行細則（昭和40年12月県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

（美容師法施行細則の一部改正）

第5条 美容師法施行細則（昭和40年12月県規則第90号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第5号中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第5号の2中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（理容師法施行細則の一部改正）

第6条 理容師法施行細則（昭和40年12月県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第5号中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第5号の2中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条中クリーニング業法施行細則別記様式第5号の4及び別記様式第5号の5の改正規定、第5条中美容師法施行細則別記様式第5号及び別記様式第5号の2の改正規定並びに第6条中理容師法施行細則別記様式第5号及び別記様式第5号の2の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県信用保証協会検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第28号

山形県信用保証協会検査規則の一部を改正する規則

山形県信用保証協会検査規則（昭和30年9月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和28年法律第196号」を削り、「第35条及び昭和28年政令第271号」を「（昭和28年法律第196号）第35条第1項及び」に、「第22条」を「（昭和28年政令第271号）第4条第1項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第3条第1項中「事務吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 訓 令

山形県訓令第5号

総 務 部  
文化環境部  
保 健 所

山形県魚介類行商取締条例執行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県魚介類行商取締条例執行手続の一部を改正する訓令

山形県魚介類行商取締条例執行手続（昭和30年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

総 務 部

保 健 所

第1条中「昭和30年10月山形県魚介類行商取締条例（）」を「山形県魚介類行商取締条例（昭和30年10月県条例第43号。）」に改める。

別記様式第2号中「身体障害者」を「身体障がい者」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第243号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定により、特定鳥獣保護管理計画の策定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係資料は、文化環境部みどり自然課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 日 時                      | 場 所       | 公聴会において聴こうとする案件      |
|--------------------------|-----------|----------------------|
| 平成19年4月12日（木）<br>午後1時30分 | 村山総合支庁本庁舎 | 山形県ニホンザル保護管理計画を策定する件 |

### 山形県告示第244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                 | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------------|-----------------------------|---------------|------------|
| 有限会社トゥワーネ・ソール<br>仙台市青葉区国見ヶ丘1-34<br>-7 | デイサービスたちばな<br>米沢市小野川町2769番地 | 通 所 介 護       | 平成19. 3. 9 |

### 山形県告示第245号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                     | 事業所の名称及び所在地                          | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------------------|--------------------------------------|---------------|------------|
| 医療法人社団 緑愛会<br>東置賜郡川西町大字下奥田字<br>穴澤平3796番地20号 | 川西訪問看護ステーション<br>東置賜郡川西町大字下奥田1092番地9号 | 訪 問 看 護       | 平成19. 3. 9 |

### 山形県告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘



| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地                 | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------------|-----------------------------|-------------|------------|
| 有限会社トゥワネ・ソール<br>仙台市青葉区国見ヶ丘1-34<br>-7 | デイサービスたちばな<br>米沢市小野川町2769番地 | 介護予防通所介護    | 平成19. 3. 9 |

## 山形県告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                       | 事業所の名称及び所在地                          | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------------------|--------------------------------------|-------------|------------|
| 医療法人社団 緑愛会<br>東置賜郡川西町大字下奥田字<br>穴澤平3796番地20号 | 川西訪問看護ステーション<br>東置賜郡川西町大字下奥田1092番地9号 | 介護予防訪問看護    | 平成19. 3. 9 |

## 山形県告示第248号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.90パーセント」を「年0.95パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年1月18日から適用する。
- 平成19年1月18日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第249号

山形県新鉱床探査事業補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県新鉱床探査事業補助金交付規程を廃止する規程

山形県新鉱床探査事業補助金交付規程（昭和36年4月県告示第251号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県告示第250号

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程（昭和40年4月県告示第341号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表近代化資金保証制度の項特定商業集積整備関連の項及び季節資金保証制度の項を削る。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定中季節資金保証制度に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

- 2 平成19年4月1日前に山形県信用保証協会が行った債務の保証に係る保証料補給金については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第251号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事業名              | 地区名 | 工事完了年月日   |
|------------------|-----|-----------|
| 地域水田農業支援排水対策特別事業 | 山崎  | 平成19年3月7日 |

## 山形県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営柏木山地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第253号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 公共測量を実施した地域  
米沢市相生町から米沢市大字塩野地域
- 公共測量を実施した期間  
平成18年10月23日から平成19年1月31日まで
- 作業の種類  
公共測量（2級水準測量）

## 山形県告示第254号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定により、放置等の行為を禁止する区域及び当該区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 港湾の名称 | 指定する区域  | 指定する物件 |
|-------|---------|--------|
| 酒田港   | 次の図のとおり | 船舶     |
| 加茂港   | 次の図のとおり | 船舶     |
| 鼠ヶ関港  | 次の図のとおり | 船舶     |

「次の図」は、省略し、その図面を山形県土木部交通政策課及び庄内総合支庁建設部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

山形県告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
新 庄 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 新庄都市計画下水道事業  
(2) 名 称 新庄市公共下水道
- 3 変更の内容  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 な し
- 4 事業施行期間  
昭和57年3月5日から平成25年3月31日まで

山形県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月20日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 大野目内表線
- 2 供用開始の区間 山形市梅野木前33番1から  
同 大字内表字内表南570番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月22日

山形県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月20日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 宮野浦坂野辺新田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|---------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 酒田市飯森山二丁目303番4から<br>同 坂野辺新田字西猪山26番2まで | 旧    | 58.4メートル<br>33.6 | メートル<br>580 |
| 同 上                                   | 新    | 54.8メートル<br>33.6 | 同 上         |

山形県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月20日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 宮野浦坂野辺新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市飯森山二丁目303番4から  
同 坂野辺新田字西貉山26番2まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月20日

## 山形県告示第259号

次の開発行為は、完了した。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成18年10月23日 指令村総建第5010号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字東根元東根字本郷4461番
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東根市大字蟹沢1341番地の57  
有限会社 太田工務店

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成19年3月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## その他の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日          |
|-------------|--------|----------|-------------------|----------------|
| 海藤邦夫後援会     | 佐藤一郎   | 海藤幸一     | 最上郡大蔵村大字清水2597    | 平成<br>19. 2. 1 |
| 八鍬敬一後援会     | 鈴木健一   | 高橋秀也     | 最上郡大蔵村大字清水2588    | 同<br>2. 2      |
| 八鍬太後援会      | 八鍬義明   | 渡会春好     | 最上郡舟形町舟形2128番地の23 | 同<br>2. 5      |
| 渡部平八後援会     | 渡部平八   | 渡部正七     | 新庄市萩野1116         | 同<br>2.20      |
| 石山忠後援会      | 柏倉博    | 石川忠則     | 寒河江市六供町二丁目7番21号   | 同<br>2.23      |
| 柏倉昭一後援会     | 柏倉昭一   | 須田義孝     | 上山市石崎二丁目1番10号     | 同<br>2.26      |
| 日本政治連盟「桜の会」 | 大泉正信   | 高橋沙知     | 山形市桜田西5丁目7番3号     | 同<br>2.27      |
| 佐藤昇後援会      | 佐藤昇    | 佐藤昇      | 上山市下生居130         | 同<br>2.28      |
| 山形県隊友政治連盟   | 結城豊太郎  | 酒井三郎     | 東根市神町北1丁目1番46-6号  | 同              |

## (資金管理団体)(その他の政治団体)単位:円

| 政治団体の名称                     | あべ実後援会   | 大沢あつし後援会 | かもだ富士夫後援会 | 斎藤好美後援会  |
|-----------------------------|----------|----------|-----------|----------|
| 報告年月日                       | 19. 2.21 | 19. 2.26 | 19. 2.27  | 19. 2. 7 |
| 収入総額                        | 645,192  | 0        | 1         | 56,000   |
| 前年繰越額                       | 645,192  | 0        | 1         | 56,000   |
| 本年收入額                       | 0        | 0        | 0         | 0        |
| 支出総額                        | 87,500   | 0        | 0         | 0        |
| 本年收入の内訳                     |          |          |           |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)        |          |          |           |          |
| 寄附(内訳別掲)                    | 0        | 0        | 0         | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)             |          |          |           |          |
| 団体分                         |          |          |           |          |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)   |          |          |           |          |
| 政党匿名寄附                      |          |          |           |          |
| 事業収入(内訳別掲)                  |          |          |           |          |
| 交付金収入                       |          |          |           |          |
| 借入金(内訳別掲)                   |          |          |           |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの |          |          |           |          |
| 支出の内訳                       |          |          |           |          |
| 経常経費                        | 0        | 0        | 0         | 0        |
| 人件費                         |          |          |           |          |
| 光熱水費                        |          |          |           |          |
| 備品・消耗品費                     |          |          |           |          |
| 事務所費                        |          |          |           |          |
| 政治活動費                       | 87,500   | 0        | 0         | 0        |
| 組織活動費                       | 87,500   |          |           |          |
| 選挙関係費                       |          |          |           |          |
| 事業費                         | 0        | 0        | 0         | 0        |
| 機関紙発行事業費                    |          |          |           |          |
| 宣伝事業費                       |          |          |           |          |
| パーティー事業費                    |          |          |           |          |
| その他の事業費                     |          |          |           |          |
| 調査研究費                       |          |          |           |          |
| 寄附・交付金                      |          |          |           |          |
| その他の経費                      |          |          |           |          |
| 資産等の有無                      | 無        | 無        | 無         | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成19年3月20日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

政党

| 政治団体の名称         | 異動事項       | 内 容               |             | 届出年月日          |
|-----------------|------------|-------------------|-------------|----------------|
|                 |            | 新                 | 旧           |                |
| 自由民主党山形県酒田市第一支部 | 会計責任者      | 佐藤 静 穂            | 池 田 達       | 平成<br>19. 2. 2 |
| 自由民主党山形県第三選挙区支部 | 主たる事務所の所在地 | 酒田市亀ヶ崎三丁目7<br>- 7 | 酒田市大町8 - 35 | 同<br>2. 8      |
| 自由民主党朝日町支部      | 会計責任者      | 村 山 七 郎           | 長 岡 裕 二     | 同<br>2.27      |
| 自由民主党藤島支部       | 会計責任者      | 斎 藤 貢 一           | 富 樫 民 雄     | 同<br>2.28      |

その他の政治団体

| 政治団体の名称         | 異動事項       | 内 容              |                     | 届出年月日          |
|-----------------|------------|------------------|---------------------|----------------|
|                 |            | 新                | 旧                   |                |
| 共生社会懇談会         | 会計責任者      | 佐藤 静 穂           | 池 田 達               | 平成<br>19. 2. 2 |
| 藤 悠 会           | 会計責任者      | 佐藤 静 穂           | 池 田 達               | 同<br>2. 2      |
| 山科朝則後援会         | 主たる事務所の所在地 | 新庄市沖の町5 - 11     | 新庄市上金沢町5 - 44       | 同<br>2. 9      |
| 加藤こういち後援会       | 代 表 者      | 斎 藤 仙 意 知        | 日 向 貞               | 同<br>2.14      |
| 松沢洋一後援会         | 主たる事務所の所在地 | 最上郡真室川町大字平岡979番地 | 最上郡真室川町大字平岡1037 - 2 | 同<br>2.19      |
| 山形県民社協会新庄支部     | 会計責任者      | 丸 山 裕 行          | 手 塚 健 治             | 同              |
| 富 弥 会           | 代 表 者      | 渡 部 孝 徳          | 鎌 田 庄 蔵             | 同<br>2.21      |
| 坂本貴美雄連合後援会      | 主たる事務所の所在地 | 新庄市千門町2 - 26     | 新庄市升形549            | 同<br>2.23      |
| 全日本不動産政治連盟山形県本部 | 代 表 者      | 高 梨 秀 幸          | 若 月 重 良             | 同              |
| 山口吉静後援会         | 会計責任者      | 山 口 公 美 子        | 柴 崎 千 賀 夫           | 同              |
| 秋葉征士後援会         | 代 表 者      | 奥 山 雄 平          | 工 藤 俊 春             | 同<br>2.27      |
|                 | 会計責任者      | 高 橋 登            | 奥 山 雄 平             |                |

|           |         |         |           |           |
|-----------|---------|---------|-----------|-----------|
| 井上拓夫後援会   | 政治団体の名称 | 井上拓夫後援会 | 井上拓夫を育てる会 | 同         |
|           | 代表者     | 鈴木勝昭    | 加賀芳夫      |           |
| 柏倉信一後援会   | 会計責任者   | 佐藤吉和    | 宮林重雄      | 同         |
| うつい弘治後援会  | 会計責任者   | 坂野宣昭    | 坂野智       | 同<br>2.28 |
| 清野忠利後援会   | 会計責任者   | 堀江富治    | 遠藤忠志      | 同         |
| テイク・オフ 21 | 代表者     | 真木義一    | 長澤利晃      | 同         |
|           | 会計責任者   | 舘内悟     | 真木義一      |           |

山形県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成19年3月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称   | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|-----------|--------------|---------------|
| 佐藤喜久男後援会  | 解散           | 平成18.6.30     |
| 斎藤好美後援会   | 解散           | 平成19.1.10     |
| 伊藤よしお後援会  | 解散           | 平成19.2.12     |
| あべ実後援会    | 解散           | 平成19.2.14     |
| 大沢あつし後援会  | 解散           | 平成19.2.26     |
| かもだ富士夫後援会 | 解散           | 平成19.2.27     |
| 草刈啓後援会    | 解散           | 平成19.2.28     |
| 武田たかし後援会  | 解散           | 平成19.2.28     |
| 名木野功後援会   | 解散           | 平成19.2.28     |

山形県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年3月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

(資金管理団体)(その他の政治団体)単位:円

| 政治団体の名称                                  | 斎藤淳後援会   | 後藤ひとみ後援会 |
|------------------------------------------|----------|----------|
| 報告年月日                                    | 19. 2.27 | 19. 1.29 |
| 収入総額                                     | 2,900    | 275,875  |
| 前年繰越額                                    | 2,900    | 0        |
| 本年收入額                                    | 0        | 275,875  |
| 支出総額                                     | 0        | 275,875  |
| 本年收入の内訳                                  |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |          |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0        | 175,875  |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |          | 175,875  |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |          |
| 政党匿名寄附                                   |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |          |
| 交付金収入                                    |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          | 100,000  |
| 支出の内訳                                    |          |          |
| 経常経費                                     | 0        | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |          |
| 政治活動費                                    | 0        | 275,875  |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        | 175,875  |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          | 175,875  |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |          |
| 資産等の有無                                   | 無        | 無        |

斎藤淳後援会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

斎藤 淳

資金管理団体の届出に係る公職の種類

衆議院議員

後藤ひとみ後援会

寄附の内訳

(個人分)



| 寄附者の氏名・名称 | 金額       | 住所・所在地 |
|-----------|----------|--------|
| 後藤 仁      | 175,875円 | 酒田市    |
| その他の収入    | 金額       |        |
| 摘要        |          |        |
| 研修会費      | 100,000円 |        |

## 山形県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年3月20日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

単位：円

| 政治団体の名称                     | 伊藤よしお後援会 | 草刈啓後援会   | 武田たかし後援会 | 名木野功後援会  |
|-----------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 報告年月日                       | 19. 2.27 | 19. 2.28 | 19. 2.28 | 19. 2.28 |
| 収入総額                        | 0        | 0        | 0        | 37,022   |
| 前年繰越額                       | 0        | 0        | 0        | 37,022   |
| 本年收入額                       | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 支出総額                        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 本年收入の内訳                     |          |          |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）        |          |          |          |          |
| 寄附（内訳別掲）                    | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 個人分<br>（うち特定寄附）             |          |          |          |          |
| 団体分                         |          |          |          |          |
| 政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの）   |          |          |          |          |
| 政党匿名寄附                      |          |          |          |          |
| 事業収入（内訳別掲）                  |          |          |          |          |
| 交付金収入                       |          |          |          |          |
| 借入金（内訳別掲）                   |          |          |          |          |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの |          |          |          |          |
| 支出の内訳                       |          |          |          |          |
| 経常経費                        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 人件費                         |          |          |          |          |
| 光熱水費                        |          |          |          |          |
| 備品・消耗品費                     |          |          |          |          |
| 事務所費                        |          |          |          |          |
| 政治活動費                       | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 組織活動費                       |          |          |          |          |
| 選挙関係費                       |          |          |          |          |
| 事業費                         | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費                    |          |          |          |          |
| 宣伝事業費                       |          |          |          |          |
| パーティー事業費                    |          |          |          |          |
| その他の事業費                     |          |          |          |          |
| 調査研究費                       |          |          |          |          |
| 寄附・交付金                      |          |          |          |          |
| その他の経費                      |          |          |          |          |
| 資産等の有無                      | 無        | 無        | 無        | 無        |

## あべ実後援会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

阿 部 實

資金管理団体の届出に係る公職の種類

上山市長

## 大沢あつし後援会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の届出に係る公職の種類

大澤 篤

上山市議会議員

かもだ富士夫後援会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

鴨田 富士夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類

大江町議会議員

山形県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年3月20日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

（その他の政治団体）単位：円

| 政治団体の名称                     | 佐藤喜久男後援会 |
|-----------------------------|----------|
| 報告年月日                       | 19. 2.28 |
| 収入総額                        | 0        |
| 前年繰越額                       | 0        |
| 本年收入額                       | 0        |
| 支出総額                        | 0        |
| 本年收入の内訳                     |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）        |          |
| 寄附（内訳別掲）                    | 0        |
| 個人分<br>（うち特定寄附）             |          |
| 団体分                         |          |
| 政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの）   |          |
| 政党匿名寄附                      |          |
| 事業収入（内訳別掲）                  |          |
| 交付金収入                       |          |
| 借入金（内訳別掲）                   |          |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの |          |
| 支出の内訳                       |          |
| 経常経費                        | 0        |
| 人件費                         |          |
| 光熱水費                        |          |
| 備品・消耗品費                     |          |
| 事務所費                        |          |
| 政治活動費                       | 0        |
| 組織活動費                       |          |
| 選挙関係費                       |          |
| 事業費                         | 0        |
| 機関紙発行事業費                    |          |
| 宣伝事業費                       |          |
| パーティー事業費                    |          |
| その他の事業費                     |          |
| 調査研究費                       |          |
| 寄附・交付金                      |          |
| その他の経費                      |          |
| 資産等の有無                      | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により提出のあった平成19年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年3月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

## (資金管理団体)(その他の政治団体)単位:円

| 政治団体の名称                     | 大沢あつし後援会 | かもだ富士夫後援会 | 斎藤好美後援会  | あべ実後援会   |
|-----------------------------|----------|-----------|----------|----------|
| 報告年月日                       | 19. 2.26 | 19. 2.27  | 19. 2. 7 | 19. 2.21 |
| 収入総額                        | 0        | 1         | 56,000   | 557,692  |
| 前年繰越額                       | 0        | 1         | 56,000   | 557,692  |
| 本年收入額                       | 0        | 0         | 0        | 0        |
| 支出総額                        | 0        | 0         | 0        | 0        |
| 本年收入の内訳                     |          |           |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)        |          |           |          |          |
| 寄附(内訳別掲)                    | 0        | 0         | 0        | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)             |          |           |          |          |
| 団体分                         |          |           |          |          |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)   |          |           |          |          |
| 政党匿名寄附                      |          |           |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                  |          |           |          |          |
| 交付金収入                       |          |           |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                   |          |           |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの |          |           |          |          |
| 支出の内訳                       |          |           |          |          |
| 経常経費                        | 0        | 0         | 0        | 0        |
| 人件費                         |          |           |          |          |
| 光熱水費                        |          |           |          |          |
| 備品・消耗品費                     |          |           |          |          |
| 事務所費                        |          |           |          |          |
| 政治活動費                       | 0        | 0         | 0        | 0        |
| 組織活動費                       |          |           |          |          |
| 選挙関係費                       |          |           |          |          |
| 事業費                         | 0        | 0         | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費                    |          |           |          |          |
| 宣伝事業費                       |          |           |          |          |
| パーティー事業費                    |          |           |          |          |
| その他の事業費                     |          |           |          |          |
| 調査研究費                       |          |           |          |          |
| 寄附・交付金                      |          |           |          |          |
| その他の経費                      |          |           |          |          |
| 資産等の有無                      | 無        | 無         | 無        | 無        |

単位：円

| 政治団体の名称                                  | 伊藤よしお後援会 | 草刈啓後援会   | 武田たかし後援会     | 名木野功後援会  |
|------------------------------------------|----------|----------|--------------|----------|
| 報告年月日                                    | 19. 2.27 | 19. 2.28 | 19. 2.28     | 19. 2.28 |
| 収入総額                                     | 0        | 0        | 21,000       | 37,022   |
| 前年繰越額                                    | 0        | 0        | 0            | 37,022   |
| 本年收入額                                    | 0        | 0        | 21,000       | 0        |
| 支出総額                                     | 0        | 0        | 21,000       | 0        |
| 本年收入の内訳                                  |          |          |              |          |
| 個人の党費・会費<br>金額<br>員数(人)                  |          |          | 18,000<br>18 |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0        | 0        | 3,000        | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |          |          | 3,000        |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |          |              |          |
| 政党匿名寄附                                   |          |          |              |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |          |              |          |
| 交付金収入                                    |          |          |              |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |          |              |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          |          |              |          |
| 支出の内訳                                    |          |          |              |          |
| 経常経費                                     | 0        | 0        | 0            | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |          |              |          |
| 政治活動費                                    | 0        | 0        | 21,000       | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        | 0        | 21,000<br>0  | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |          |              |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |          |              |          |
| 資産等の有無                                   | 無        | 無        | 無            | 無        |

## 大沢あつし後援会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

大澤 篤

資金管理団体の届出に係る公職の種類

上山市議会議員

## かもだ富士夫後援会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の届出に係る公職の種類

鴨田 富士夫

大江町議会議員

武田たかし後援会

寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称

金額

住所・所在地

武田 敬

3,000円

東根市

## 山形県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成19年3月20日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地    | 代表者の氏名 | 届出年月日      |
|--------|-------|-----------|---------------|--------|------------|
| 柏倉 昭一  | 県議会議員 | 柏倉昭一後援会   | 上山市石崎二丁目1番10号 | 柏倉 昭一  | 平成19. 2.26 |

## 山形県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成19年3月20日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 異動事項       | 内容               |                  |
|-----------|---------|------------|------------------|------------------|
|           |         |            | 新                | 旧                |
| 山科 朝則     | 県議会議員   | 主たる事務所の所在地 | 新庄市沖の町5-11       | 新庄市上金沢町5-44      |
| 元木 洋介     | 鮭川村長    | 公職の種類      | 鮭川村長(現職)         | 鮭川村長(候補者となる者)    |
| 枝松 直樹     | 上山市議会議員 | 公職の種類      | 上山市議会議員(候補者となる者) | 上山市議会議員(現職)      |
| 大場 英雄     | 東根市議会議員 | 公職の種類      | 東根市議会議員(現職)      | 東根市議会議員(候補者となる者) |

## 山形県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成19年3月20日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日    |
|-----------|-----------|------------|
| 阿部 實      | あべ実後援会    | 平成19. 2.14 |
| 大澤 篤      | 大沢あつし後援会  | 平成19. 2.26 |
| 鴨田 富士夫    | かもだ富士夫後援会 | 平成19. 2.27 |

## 山形県選挙管理委員会告示第42号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成19年3月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

「中山共同福祉施設」を「勤労文化センター」に改める。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則14 - 4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

第1条中「及び一部事務組合」を「並びに一部事務組合及び広域連合」に、「委託一部事務組合」を「委託一部事務組合等」に改める。

第2条第2項及び第3項中「委託一部事務組合」を「委託一部事務組合等」に改める。

別表第2中鶴岡地区衛生処理組合の項を削り、同表中

|          |           |                                                  |   |
|----------|-----------|--------------------------------------------------|---|
| 置賜広域病院組合 | 管理者部局     | 医療監、副医療監、事務局長、事務局次長、課長                           | を |
|          | 公立置賜総合病院  | 院長、副院長、副院長補佐、部長、薬局長、技師長、看護部長、副看護部長、事務局長、事務局次長、課長 |   |
|          | 救命救急センター  | 所長、センター長                                         |   |
|          | 公立置賜長井病院  | 院長、副院長、総看護婦長、事務長                                 |   |
|          | 公立置賜南陽病院  | 院長、副院長、総看護婦長、事務長                                 |   |
|          | 公立置賜川西診療所 | 所長                                               |   |



|          |           |                                                  |
|----------|-----------|--------------------------------------------------|
| 置賜広域病院組合 | 管理者部局     | 医療監、副医療監、事務局長、事務局次長、課長                           |
|          | 公立置賜総合病院  | 院長、副院長、副院長補佐、部長、薬局長、技師長、看護部長、副看護部長、事務局長、事務局次長、課長 |
|          | 救命救急センター  | 所長、センター長                                         |
|          | 公立置賜長井病院  | 院長、副院長、総看護婦長、事務長                                 |
|          | 公立置賜南陽病院  | 院長、副院長、総看護婦長、事務長                                 |
|          | 公立置賜川西診療所 | 所長                                               |

に改める。

|                |         |            |
|----------------|---------|------------|
| 山形県後期高齢者医療広域連合 | 広域連合長部局 | 事務局長、事務局次長 |
|----------------|---------|------------|

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2 鶴岡地区衛生処理組合の項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ガソリンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月20日

山形県置賜総合支庁長 齊 藤 忠 男

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜総合支庁西庁舎 3階 衛生教育室  
 (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午前9時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 ガソリン16,600リットル  
 (2) 調達をする物品の仕様等 自動車ガソリン（日本工業規格K二二 二「自動車ガソリン」に規定するもののうち二号に限る。）  
 (3) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成19年9月30日までの間において指定する数量を指定する車両に給油すること。  
 (4) 納入場所 店頭渡し  
 (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。  
 (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。  
 (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
 (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。（以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められた

ことを含む。)

- (5) 山形県置賜総合支庁西庁舎から半径1.5km以内に給油所(顧客に自ら給油させるものを除く。)を有すること。  
 (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜総合支庁西置賜総務課経理係 電話番号0238-88-5111

- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県置賜総合支庁西置賜総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を平成19年3月27日(火)午前9時までに山形県置賜総合支庁西置賜総務課経理係に提出すること。  
 (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。  
 (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。  
 (4) 詳細については入札説明書による。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。  
 平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の日時及び場所

| 区 分 | 期 日            | 時 間             | 場 所                 |
|-----|----------------|-----------------|---------------------|
| 筆 記 | 平成19年8月7日(火)   | 午前9時30分から午後4時まで | 山形市片谷地515<br>山形短期大学 |
|     | 平成19年8月8日(水)   | 午前9時30分から午後4時まで |                     |
| 実 技 | 平成19年10月14日(日) | 別途指定する。         |                     |

2 受験手続

受験申請書を平成19年3月27日(火)から同年5月11日(金)までの間に東京都豊島区高田三丁目19番10号社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること(平成19年5月11日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

3 その他

- (1) 平成19年保育士試験の案内を県庁及び各総合支庁において配布する。  
 (2) 平成19年保育士試験受験の手引き及び受験申請書の配布を希望する者は、「手引き請求」と朱書きした封筒に140円切手を貼付し、あて先を明記した返信用封筒(角型2号)を同封して、平成19年3月27日(火)から同年4月27日(金)までの間に、社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに郵送すること(平成19年4月27日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)  
 (3) 詳細については、社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター(電話0120-4194-82)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成19年7月20日まで縦覧に供する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
MAXデンコードー山形店  
山形市嶋土地区画整理事業地内23街区外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号  
代表取締役 井上 元延
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デンコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号  
代表取締役 井上 元延
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年11月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,787平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 297台
  - (2) 駐輪場の収容台数 40台
  - (3) 荷さばき施設の面積 167平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 72立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前10時から午後11時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後11時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
9か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後7時まで
- 8 届出年月日  
平成19年11月1日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年7月20日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成19年7月20日まで縦覧に供する。

平成19年3月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
お宝中古市場鶴岡店  
鶴岡市文下字広野 1 番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目 7 番35号  
代表取締役 諸橋 友良
- 3 変更する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
( 変更前 )

| 小売業を行う者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------|---------|---------|-----|
| ゼビオ株式会社 | 午前10時   | 午後9時    |     |

( 変更後 )

| 小売業を行う者    | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考        |
|------------|---------|---------|------------|
| 株式会社ビィブリッジ | 終 日 営 業 |         | 新たに小売業を行う者 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
( 変更前 ) 午前 9 時30分から午後 9 時30分まで  
( 変更後 ) 終日
- 4 変更年月日  
平成19年 3月21日
- 5 届出年月日  
平成19年 2月27日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年 7月20日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所( 法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地 )  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

道路交通法( 昭和35年法律第105号 )第99条の 2 第 4 項第 1 号イ及び同法第99条の 3 第 4 項第 1 号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成19年 3月20日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 吉 田 美 智 子

- 1 審査の種類  
(1) 技能検定員審査  
ア 技能検定員審査( 大型 )  
イ 技能検定員審査( 普通 )  
ウ 技能検定員審査( 大特 )  
エ 技能検定員審査( 大自二 )  
オ 技能検定員審査( 普自二 )  
カ 技能検定員審査( 牽引 )  
キ 技能検定員審査( 大型二種 )

ク 技能検定員審査（普通二種）

(2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査（大型）
- イ 教習指導員審査（普通）
- ウ 教習指導員審査（大特）
- エ 教習指導員審査（大自二）
- オ 教習指導員審査（普自二）
- カ 教習指導員審査（牽引）
- キ 教習指導員審査（大型二種）
- ク 教習指導員審査（普通二種）

2 審査の期日及び場所

(1) 期 日

平成19年4月23日（月）から同月27日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場 所

天童市大字高楯1300番地 山形県総合交通安全センター

3 審査の申請手続

(1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）第5条に規定する書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に提出すること。

(2) 申請の受付期間及び受付時間

平成19年4月2日（月）から同月6日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

5 そ の 他

詳細については、運転免許課（電話023 - 655 - 2150）に問い合わせること。

平成19年3月20日印刷  
平成19年3月20日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056